

■ケアポート秋田「居宅介護支援事業所」

- ・事業所名: ケアポート秋田 居宅介護支援事業所
- ・事業所番号: 0570126532
- ・所在地: 〒010-0954 秋田市山王沼田町 2-41
- ・直通連絡先: TEL(018)883-1578 FAX(018)883-1573
- ・営業日: 毎週月曜日～金曜日(休業日/祝祭日、土、日曜日・8月13日、12月30日～1月3日)
- ・営業時間: 午前 8:30 ～午後 5:30

・運営方針

利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所様から総合的かつ効率的に提供できるよう配慮して支援していきます。また利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう公立中立に行います。事業の実態に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、医療機関などとの連携に努めていきます。



居宅介護支援事業所は、相談窓口です



・要介護認定申請書の作成代行

市町村に要介護認定申請書を提出し、介護の必要度を示す要介護認定を受ける必要があります。介護を必要としている人がそれぞれに合った支援を受けられるように、必要に応じて要介護認定の申請代行を行います。介護保険に関する手続きを要介護者に代わって行います。

・認定調査時の立ち合い

市役所より連絡を受け、市役所の調査員が実施する認定調査に立ち合います。

・介護度決定通知

申請日から約 1 か月程度で、決定通知書が自宅に届きます。介護度によって、利用できる内容が異なります。

・サービスを受けるまで

やむを得ない理由がある場合は、申請日に遡りサービスを受けることができます。

ケアプランの作成

要介護認定を受けた高齢者や家族の心身機能や生活環境などに配慮しケアプランを作成。

ケアプランは、利用する介護サービスの種類や内容、目標を明記した計画書です。普段の生活の様子や困っていること、今後やってみたいこと、生活環境や状態の把握を目的とする情報収集した上で、ケアプランの作成を行います。

…アセスメントの実施

・サービス調整・サービス担当者会議

ご利用者・ご家族及びサービス提供事業所などの担当者が集まり、情報を共有し、サービス内容を調整します。



・確定プランの交付

完成したケアプランについて、利用者から最終的な同意を得ます。

サービス事業者との契約や重要事項については文書を使って説明し、利用者からの疑問には都度対応することが必要です。

・ケアプランの管理と再評価

ケアマネージャーによって定期的に見直しが行われます。少なくとも月1回ご利用者を訪問し(モニタリング)、サービスが計画通り行われているかどうかを確認すると共に、ご利用者の心身機能や生活環境について変化の有無を把握します。ケアプランに変更が必要な場合は、その根拠や理由を具体的に整理した内容をサービス提供者と共有し、ケアプランの修正・変更を行っていきます。

・ケアプランによって利用できる介護サービス

訪問入浴

訪問介護・訪問看護

通所介護(デイサービス)

通所リハビリテーション

短期入所療養介護(ショートステイ)

福祉用具レンタル など

・要介護認定のランク

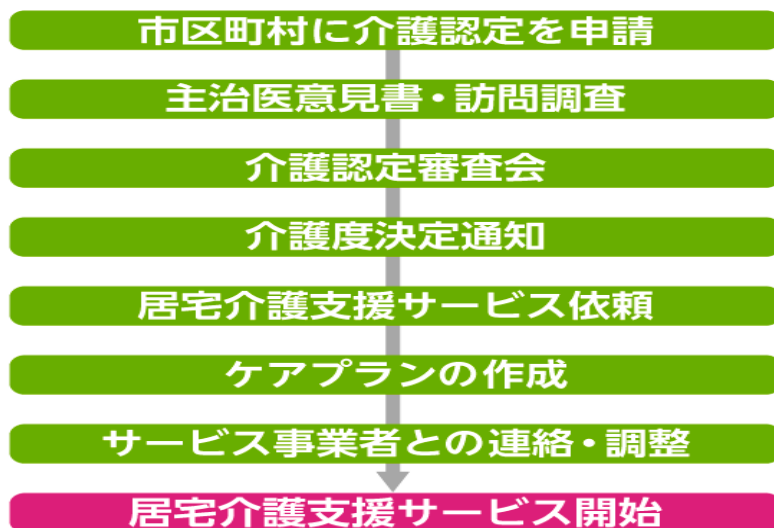
| 要介護認定 | |
|-------|--|
| 自立 | 日常生活を自分で行うことができる。介護保険での介護サービスは不要。 |
| 要支援1 | 日常生活はほぼ自分でできるが、要介護状態予防のため少し支援が必要。 |
| 要支援2 | 日常生活に支援が必要だが、要介護に至らず機能改善の見込みが高い。 |
| 要介護1 | 立ち上がりや歩行が不安定。日常の中で排泄や入浴などに部分的な介助が必要。 |
| 要介護2 | 自力での立ち上がりや歩行が困難。排泄、入浴などに一部または全介助が必要。 |
| 要介護3 | 立ち上がりや歩行が自力でできない。日常においても排泄、入浴、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。 |

| | |
|-------|---|
| 要介護 4 | 排泄、入浴、衣服の着脱など日常生活全般において全介助が必要。日常生活能力の低下が見られる。 |
| 要介護 5 | 日常生活全般において全介助が必要であり、意思の伝達も困難。 |

居宅介護支援の利用料金について

全額介護保険適用とされます。そのため、訪問介護や通所介護を利用したときのように、自己負担額1～3割を支払う必要はありません。また相談料も無料となります。

居宅介護支援利用までの流れ



ケアポート秋田居宅介護支援事業所 ☎ 018-883-1578